福祉医療機構の医療貸付

無床診療所「新築」可の市町村は、医科66、歯科44

独立行政法人福祉医療機構の「医療貸付事業」。同事業の中の**診療所（無床）**の新築融資の可否及び増改築の利率は市町村単位の診療所の「過不足数」の判定によって決まる。その基準となる平成29年度の「診療所数調」が機構によってまとめられ、本年７月１日から来年６月30日まで適用となっている。

医療貸付の29年度パンフレット

長野県分について右の**表1**に一覧掲載した。診療所数の補正前数は本年３月31日現在で、人口は毎月人口異動調査に基づく本年４月１日推計人口が使われている。

表1で「基準数」となっているA及びCは各市町村人口に一般診療所が1/1200、歯科診療所が1/2400をそれぞれ乗じて得た数（１未満の端数切り上げ）。「補正後」のB及びDは補正前数から児童・社会福祉施設内の診療所、休日や夜間のみの診療所、コンタクトレンズ販売店内の検眼専門の診療所などを引いた数。B－A及びD－Cで「過－不足数」が出される。

○診療所充足地域での診療科による例外

開設地の属する地域の実情により、その新設が特に必要と認められる無床診療所の新設事業の対象とする事業は、次の各号のいずれかに該当する無床診療所の新設事業とする。

(1) 小児科、外科、整形外科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科又は皮膚ひ尿器科のいずれかを主たる診療科目とする無床診療所の新設事業であって、開設地の属する市区町村（政令市にあっては保健所所管区域。以下同じ。）内においてその診療科目と同一の診療科目を標ぼうする診療所数が次の基準に満たない場合

(基準)

開設地の属する市区町村の基準診療所数に診療科目に応じて、次の数値を乗じて得た数（算出した数値に１未満の端数がある場合には、その端数を四捨五入する。）

小児科	100分の45
外科	100分の25
整形外科	100分の5
産婦人科	100分の17
眼科	100分の8
耳鼻いんこう科	100分の8
皮膚ひ尿器科	100分の12

－独立行政法人福祉医療機構貸付準則　別表1より－

診療所の不足地域

表1で**「過－不足数」がマイナス**のところ（グレー）が診療所不足地域とされ、**表2**にある診療所の新築融資が可能で、既存施設の増改築融資の場合も利率の低い甲種の対象となる。

診療所の充足地域

一方、**表1**で**「過－不足数」が０または正数**の地域は診療所充足地域として、新築融資の対象から外れ、融資が可能な既存施設の増改築でも甲種より利率の高い乙種となる。ただし、医科では「診療科による例外」として左の別枠で記載したように、小児科、外科、整形外科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科又は皮膚ひ尿器科を主たる診療科とした場合、所定の計算式で該当科が少なければ、新築融資の対象となる。歯科ではこうした例外はない。

新築及び増改築（甲種）で融資可の地域

新築及び増改築甲種の融資が可能な不足地域を医科、歯科別に見ていく。

一般診療所については、77市町村のうち66市町村(85.7%)が診療所不足地域。その内訳は、市部では松本を除く18市が不足地域(94.7%)で変化はなし。郡部では58町村のうち48町村(82.8%)が不足地域で、野沢温泉村が不足地域に転じた。

歯科診療所については、77市町村のうち44市町村(57.1%)が診療所不足地域。市部の不足地域５市(31.6%)に変化はなかったが、郡部は58町村のうちの不足地域39町村(67.2%)で、阿南町が不足から過に転じた。

全体で見ると補正後の一般診療所数は前回より８増加し、補正後の歯科診療所数は前回より５増加した。

現在の融資利率

無床診療所の現在の融資利率は**表2**の通り。なお、病院及び有床診療所の方は医療法に関係した別途の基準があり、利率も別。他に新築に伴い必要な場合の「機械購入資金」「長期運転資金」などもある。

表1 診療所の貸付基準となる「診療所数調 平成29年度」から

長野県		一般診療所				歯科診療所			
市町村名	人口	基準数 A	現在数 補正前	現在数 補正後 B	過－不足数 (B－A)	基準数 C	現在数 補正前	現在数 補正後 D	過－不足数 (D－C)
長野市	374,426	313	297	255	-58	157	212	209	52
松本市	241,712	202	241	215	13	101	143	143	42
上田市	155,939	130	104	86	-44	65	76	75	10
岡谷市	49,364	42	39	29	-13	21	28	28	7
飯田市	100,356	84	90	76	-8	42	62	60	18
諏訪市	49,330	42	50	39	-3	21	29	29	8
須坂市	50,365	42	43	35	-7	21	24	24	3
小諸市	41,886	35	30	25	-10	18	19	19	1
伊那市	67,426	57	60	50	-7	29	39	38	9
駒ヶ根市	32,436	28	34	27	-1	14	14	14	0
中野市	43,190	36	28	24	-12	18	21	21	0
大町市	27,334	23	29	22	-1	12	11	11	-1
飯山市	20,669	18	15	13	-5	9	6	6	-3
茅野市	55,737	47	38	34	-13	24	21	21	-3
塩尻市	67,006	56	40	33	-23	28	32	32	4
千曲市	59,866	50	38	30	-20	25	21	21	-4
佐久市	98,953	83	81	58	-25	42	55	53	11
東御市	29,768	25	16	13	-12	13	10	10	-3
安曇野市	94,779	79	84	74	-5	40	41	41	1
佐久穂町	10,805	10	6	3	-7	5	4	4	-1
小海町	4,557	4	2	1	-3	2	3	3	1
川上村	3,967	4	2	2	-2	2	1	1	-1
南牧村	3,101	3	4	3	0	2	1	1	-1
南相木村	977	1	1	1	0	1	0	0	-1
北相木村	765	1	1	1	0	1	0	0	-1
軽井沢町	18,974	16	17	15	-1	8	13	13	5
御代田町	15,131	13	6	3	-10	7	6	6	-1
立科町	7,143	6	4	2	-4	3	3	3	0
長和町	5,954	5	4	3	-2	3	2	2	-1
青木村	4,242	4	2	1	-3	2	1	1	-1
下諏訪町	19,940	17	13	10	-7	9	14	14	5
富士見町	14,327	12	8	3	-9	6	4	4	-2
原村	7,604	7	4	1	-6	4	3	3	-1
辰野町	19,342	17	13	8	-9	9	12	12	3
箕輪町	25,129	21	15	11	-10	11	9	9	-2
飯島町	9,398	8	5	4	-4	4	5	5	1
南箕輪村	15,275	13	9	6	-7	7	3	3	-4
中川村	4,727	4	2	2	-2	2	1	1	-1
宮田村	8,727	8	3	2	-6	4	4	4	0
松川町	12,970	11	4	3	-8	6	5	5	-1
高森町	12,877	11	8	6	-5	6	5	5	-1
阿南町	4,738	4	5	3	-1	2	2	2	0
阿智村	6,418	6	10	6	0	3	1	1	-2
平谷村	453	1	1	1	0	1	0	0	-1
根羽村	926	1	2	1	0	1	0	0	-1
下條村	3,732	4	3	2	-2	2	1	1	-1
売木村	540	1	1	1	0	1	1	1	0
天龍村	1,302	2	2	1	-1	1	0	0	-1
泰阜村	1,631	2	2	1	-1	1	1	1	0
喬木村	6,244	6	3	2	-4	3	2	2	-1
豊丘村	6,487	6	3	2	-4	3	3	3	0
大鹿村	1,012	1	3	1	0	1	0	0	-1
上松町	4,504	4	4	2	-2	2	1	1	-1
南木曽町	4,157	4	2	1	-3	2	1	1	-1
木曽町	11,381	10	9	5	-5	5	8	8	3
木祖村	2,849	3	2	1	-2	2	1	1	-1
王滝村	787	1	1	1	0	1	1	1	0
大桑村	3,721	4	2	2	-2	2	1	1	-1
麻績村	2,740	3	2	1	-2	2	2	2	0
生坂村	1,775	2	1	1	-1	1	1	1	0
山形村	8,386	7	5	4	-3	4	3	3	-1
朝日村	4,408	4	1	1	-3	2	2	2	0
筑北村	4,577	4	3	3	-1	2	1	1	-1
池田町	9,749	9	8	6	-3	5	3	3	-2
松川村	9,823	9	8	7	-2	5	5	5	0
白馬村	8,943	8	9	8	0	4	4	4	0
小谷村	2,814	3	2	2	-1	2	1	1	-1
坂城町	14,527	13	10	6	-7	7	5	5	-2
小布施町	10,553	9	6	5	-4	5	4	4	-1
高山村	6,871	6	3	2	-4	3	1	1	-2
山ノ内町	12,124	11	9	8	-3	6	3	3	-3
木島平村	4,551	4	4	2	-2	2	1	1	-1
野沢温泉村	3,482	3	4	2	-1	2	1	1	-1
信濃町	8,248	7	3	0	-7	4	3	3	-1
飯綱町	10,788	9	4	3	-6	5	3	3	-2
小川村	2,515	3	1	1	-2	2	1	1	-1
栄村	1,862	2	3	1	-1	1	1	1	0
合　計	2,076,092	1,764	1,631	1,325	-439	901	1,032	1,023	119

各金融機関が機構の受託機関になっているが、知らない担当者もいるので、機構の医療貸付制度を新規開業希望者等に紹介、また活用をすすめてきている県保険医協同組合(電話026-223-0345)へ。

融資斡旋についてのご注意

最近、福祉医療機構の福祉貸付及び医療貸付の融資を斡旋するなどと称して、「**福祉医療機構は解散予定**であり、余剰金を抱えているため、今ならすぐにまとまった金額の融資を受けることができ、**利息のみを返済**すれば、**解散後返済が免除**される」。などの内容を吹聴し、融資額の５％～20%の手数料を要求している業者があるようです。

福祉医療機構にも問い合わせの電話があるようだが、この話の内容は事実無根なので、そのような業者から勧誘があった場合には、ご注意ください。

表2. 無償診療所の設置・整備資金（機会購入資金を除く）の利率　―平成29年8月9日改定―

■固定金利	10年以内	10年超11年以内	11年超12年以内	12年超13年以内	13年超14年以内	14年超15年以内	15年超16年以内	16年超17年以内	17年超18年以内	18年超19年以内	19年超20年以内
新築資金・甲種増改築資金	0.21%	0.22%	0.24%	0.26%	0.29%	0.40%	0.40%	0.40%	0.50%	0.50%	0.50%
乙種増改築資金(※1)	0.71%	0.72%	0.74%	0.76%	0.79%	0.90%	0.90%	0.90%	1.00%	1.00%	1.00%

■10年経過毎金利見直し(当初10年)	10年以内	10年超11年以内	11年超12年以内	12年超13年以内	13年超14年以内	14年超15年以内	15年超16年以内	16年超17年以内	17年超18年以内	18年超19年以内	19年超20年以内
新築資金・甲種増改築資金		0.21%	0.22%	0.23%	0.23%	0.24%	0.24%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%
乙種増改築資金(※1)		0.71%	0.72%	0.73%	0.73%	0.74%	0.74%	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%

※1…次の整備事業等に係る乙種増改築資金の貸付利率は、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用
診療所関係：▽臨築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築、▽地域医療介護総合確保基金に基づき整備を行う診療所　▽臨築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築

(注)保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は「上記利率＋0.15%」